UPHEAVAL: Turning Points for Nation Crisis ・ Jared Diamond

(地殻変動:国家の危機からの転換点・ジャレド・ダイヤモンド)

「危機と人類」・ジャレド・ダイヤモンド 日経新聞出版社 2019年10月25日1版1刷

小川敏子・川上純子訳

(T. K. コメン

### Wikipedia

Jared Diamond 1937年9月10日生まれ ジャレド・メイスン・ダイアモンドは、アメリカ合衆国の 進化生物学者、生理学者、生物地理学者、ノンフィクション作家。 現在、カリフォルニア大学ロサンゼルス校社会科学部地理学科の教授。

研究分野:生物、生物物理学、鳥類学、生態学、地理学 進化生物学、人類学

?人文科学分野·言語学、哲学、論理学、社会学、経済学、心理学、政治学····





### 日本語版への序文

プロローグ ココナツグローブ大火(1942年11月28日・ボストン・492人死亡)が残したもの

\* 個人の人生には理不尽な災害に巻き込まれことがある。それがトラウマとして後の人生に深く影響する。同様に国家においても。

### 第1部 個人

第1章 個人的危機 ある個人的危機 危機がたどる経過 危機への対処 帰結を左右する要因 国家的危機

#### (T. K. コメン

- \* 仏陀は誰もが避けて通れない危機として 生老病死を挙げた。現代は出自、貧富、友人 学歴、就職、結婚、子供、転職、老後・・・
- \* セレンディピティ(偶然の出会い・法華経)
- \*リンデマン「危機理論」、「ハインリッヒの法則」
- \*選択肢がどれだけあるかを見極める。

### 個人的危機の帰結にかかわる要因

- 1. 危機に陥っていると認めること
- 2. 行動を起こすのは自分であるという責任の受容
- 3. 囲いをつくり、解決が必要な個人的問題点を明確にすること
- 4. 他の人々やグループからの、物心両面での支援
- 5. 他の人々を問題解決の手本にすること
- 6. 自我の強さ
- 7. 公正な自己評価
- 8. 過去の危機体験
- 9. 忍耐力
- 10. 性格の柔軟性
- 11. 個人の基本的な価値観
- 12. 個人的な制約がないこと

- \*「個人」を国家、企業、組織に置き換えて考えると、「個人」の危機が生きてくる。
- \* 自己嫌悪、自己憐憫、自虐、責任転嫁、原因転嫁は解決にはならない。
- \* 自分自身が選択的変化をすること。

### 国家的の帰結にかかわる要因

- 1. 自国が危機にあるという世論の合意
- 2. 行動を起こすことへのへの国家としての責任の受容
- 3. 囲いをつくり、解決が必要な国家的問題を明確にすること
- 4. 他の国々からの物質的支援と経済支援
- 5. 他の国々を問題解決の手本とすること
- 6. ナショナル・アイデンティティ(自国らしさ、プライド)
- 7. 公正な自国評価
- 8. 国家的な危機を経験した歴史
- 9. 国家的失敗への対処
- 10. 状況に応じた国としての柔軟性
- 11. 国家の基本的価値観
- 12. 地政学的制約がないこと

\*国家の危機の背景にあるもは 地政学的な環境、歴史的な経過背景 ナショナルアイデンティティ(国民特性)、 言語構造、文化構造、人種構造があるが、

それらは長所、短所の両面性を持つ。

(T. K. コメン

### 国家特有の危機

- ・政治制度(宗教制度)や経済制度が国家に果たす重要な役割。
- ・危機解決において国家指導者あるいは複数の指導者たちが果たす役割。
- ・より一般的に、集団意思決定にかかわる問題。
- ・国家的危機が選択的変化にいたるのは、平和的解決法か、それとも暴力的解決法か。
- ・さまざまな国家的変化は、ひとつの統合的な計画のもとで同時並行的に導入されるのか、 それとも異なる時期に個別に導入されるのか。
- ・国家的危機の引き金は、国内の事態の進展か、それとも外国から加えられた衝撃か。
- ・衝突の後(とくに戦争や大量虐殺を含む危機の後)の和解の問題。衝突は、国内の集団同士の場合もあれば、国家間の場合もある。

### 第2部 国家―明らかになった危機

第2章 フィンランドの対ソ戦争 フィンランド訪問・フィンランド語 1939年までのフィンランド 冬戦争・冬戦争の終結・継続戦争 1945年以降のフィンランド 綱渡りの外交・フィンランド化

### 第3章 近代日本の起源

私と日本の関係・(LAの学生、親戚) 1853年以前の日本(大陸、半島との関係) ペリー来航(1853年) 1853年から1868年(明治維新)まで 「西欧化」(福沢諭吉・脱亜入欧) 領土拡大(植民地政策の模倣) 危機の枠組み・疑問

# 第4章 すべてのチリ人のためのチリ チリ訪問・1970年までのチリ アジェンダ(極左政権の誕生1970~1973) クーデーターとピノチェト(極右軍政) 「ノー」運動以前の経済 ピノチェト以降 ピノチェトの影 危機の枠組み・チリ再訪

(T. K. コメン

- \*現人口530万人、EC加盟、公用語フィンランド語 スエーデン語。継続戦争第二次大戦では枢軸国側。
- \* シベリウス(フィンランディア)、アルヴァ・アールトマリメッコ、アラビア陶器、ノキア(携帯)、ムーミン
- \*ソ連国境地帯カレリア州割譲で妥協(1940年3月)

#### (T. K. コメン

- \*「日本」としての意識、遣隋使、遣唐使
- \*海外からの危機意識「白村江の敗北」
- \* 西欧の植民地化危機「鎖国・キリシタン弾圧」
- \*アジア外交から西欧外交への転換
- \*新たな選択の模索
- \* ナショナルアイデンティティの創造
- \*選択的西欧文化、政策の模倣(手本にした)

- \*海外資本による銅鉱山、硝石の利益独占状態
- \* 1956年エジプト・ナセル、スエズ運河接収
- \* 冷戦下のキューバー危機(1962年)
- \* チェ·ゲバラ殺害(1967年)CIA暗躍
- \*極左政権の理想と現実(経済失策)
- \*極右軍政の独裁、自由経済の閉塞
- \*極左・極右の和解、寛容による立て直し

### 第5章 インドネシア、新しい国の誕生

あるホテルにて・インドネシアの背景知識植民地時代・独立戦争(1945~1950年) スカルノ・クーデーター 大量殺人・スハルト スハルトが残したもの 危機の枠組み・インドネシア再訪

### 第6章 ドイツの再建

1945年のドイツ 1945年~1965年 ドイツ人がみずからを裁く 1968年(学生運動)・1968年の余波 ブラントと再統一 地政学的な制約 自己憐憫? 指導者たちと現実主義 危機の枠組み

#### (T. K. コメン

- \*オランダから1950年独立、多言語、多種族、人口2億6千万人、回教、ヒンズー教、仏教・・
- \*PKI(インドネシア共産党)の台頭、脅威
- \* 1965年クーデーター、PKI50万人~200万人惨殺
- \* 外資導入、高度経済成長、中道路線
- \*ISの危機(回教徒人口の87%・世界最大)

- \* 1871年プロイセン(ピスマルク)がドイツ帝国として統一同年パリ・コミュン成立鎮圧崩壊・日本欧米視察団
- \*1918年第一次大戦敗戦・1919年ワイマール憲法
- \*1933年合法的にナチ政権獲得
- \*1961年~1989年ベルリンの壁・物資空輸
- \* ブラント政権旧プロイセン領東部をソ連、ホーラントに割譲
- \*ナチ政権者、協力者追求裁判開始
- \*ナチ被害国への謝罪、難民受け入れ
- \*1989年ベルリンの壁崩壊、1990年東西統一
- \* ネオナチズム・極右の台頭

### 第7章 オーストラリア―われわれは何者か?

オオーストラリアボリジストラリアボリジストラリアボリジストラリアボリジストラリアボリジストラリアボリジストラリアボリジストラリアボリッカの動きののものののものののものののものでは、 は、カーストラリアボリックによっては、 は、カーストラリアボリックによっては、 は、カーストラリアボリックによっては、 は、カーストラリアが、 は、カー

白豪主義の終焉

危機の枠組み



## 第3部 国家と世界―進行中の危機

第 8章 日本を待ち受けるもの 今日の日本・経済・優位性 国際・女性・新生児・高齢者 移民・中国と韓国・ 自然資源管理・危機の枠組み

(T. K. コメン

\*戦後のGHQ政策の光と闇 旧軍幹部の責任不問と 対ソ、対中戦略への協力要請 韓国経済支援と対北朝鮮戦略 (T. K. コメン

- \*人口2千400万人、国家元首・エリザベス2世
- \* 初期の移民は英国の囚人、自給自足の生活
- \* 1885年アフリカ・スーダンへ派兵
- \* 1899年南アフリカへ派兵(オランダと戦争)300人戦死
- \*第一次世界大戦でトルコに5万人派兵、8700人戦死
- \*第二次世界大戦、北アフリカに派兵
- \* シンガオールの英国軍陥落 英海軍オーストラリア防衛ならず
- \*日本軍ダーウインを爆撃
- \* 英国不振、ブレグジットの独走
- \* 多民族化、脱欧入亜化

- \*日本の危機は国債の増大、 女性の役割過小、エネルギー供給、 海外資源の管理保全、移民対応策、 最大の危機は韓国、中国に対する 戦争責任謝罪が不完全。 伝統的価値観の固守。
- \*中曽根元総理の言葉 国力以上の対外活動をしてはならない 外交はギャンブルであってはならない 内政と外交を混交してはならない 世界史の正統的潮流を外れてはならない

第 9章 アメリカを待ち受けるもの一強味と最大の問題

今日のアメリカ・富・地理 民主主義の優位性 その他の優位性 政治の二極化・その理由

\*アメリカの危機は選挙制度、 所得格差増大、政治・社会の二極化。 気候変動非対応。

第10章 アメリカを待ち受けるもの―その他の三つの問題

その他の問題・選挙 格差と停滞・それが何だ? 未来への投資・危機の枠組み

第11章 世界を待ち受けるもの 現在の世界状況・核兵器 気候変動・化石燃料 その他の天然資源 格差・危機の枠組み \_\_\_\_\_ (T. K. コメン

\*世界の危機は核兵器の拡散、

\*ローマクラブ「成長の限界・1965」

エピローグ 教訓、疑問、そして展望 12の要因・危機は必要か? 歴史上の指導者の役割 本書で取り上げた指導者の役割 つぎのステップは? 将来のための教訓 (T. K. コメン

\*地政学国家的危機は逃げ道はない。 一方、地政学的な優位性もなくなった。 国家の戦争、紛争には勝者、敗者が生まれる。 戦後の和解が重要。そのため妥協も必要。 最善の解決ができなくても、最悪の結果を 避けることが国益を守ることになる。

# 参考資料

https://ja.wikipedia.org/wiki/日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約昭和40年(1965年)6月22日に日本と大韓民国との間で結ばれた条約。

日韓国交正常化交渉では、日本が朝鮮半島に残したインフラ・資産・権利を放棄・当時の韓国 予算の2年分以上の資金提供することで、日韓国交樹立、日本の韓国に対する経済協力、両国間の請求権 完全かつ最終的な解決、それらに基づく日韓関係正常化などが取り決められた。韓国は日本からの受けた 請求権資金・援助金で浦項総合製鉄、昭陽江ダム、京釜高速道路、漢江鉄橋、嶺東火力発電所などが建設 されて最貧国から一転して経済発展した[1]。韓国政府は日韓基本条約によって日本から受けた資金5億ド (当時)に含まれた個人への補償金であった無償援助3億ドル分含めて経済発展資金に回したことが発覚して 2014年に裁判になったが[2]、日韓請求権協定で受け取った資金を産業育成やインフラ整備など他の目的に 使用したことについて「法律に沿うもので違法行為とは見ることはできない」などの理由で原告は棄却や敗記 ている[3][4]。逆に韓国政府や裁判所の日韓請求権協定で解決との立場を変えた判決が、2012年や2018年 に韓国の最高裁から出されている[5][6][7][8]。請求権協定の第1条において、無償3億ドルに等しい価値を 有する「日本国の生産物及び日本人の役務」によって供与すると定められている。

https://ja.wikipedia.org/wiki/日本の戦争賠償と戦後補償

戦争賠償(英:war reparation、戦時賠償)とは、戦争行為が原因で交戦国に生じた損失・損害の賠として金品、役務、生産物などを提供すること。通常は講和条約において敗戦国が戦勝国に対し支払う賠償金のことを指し、国際戦争法規に違反した行為(戦争犯罪)に対する損害賠償に限らない。例えば下関条約において清が日本に支払うとされた賠償金3億円なども戦争賠償に含まれる。

戦後補償(英:compensation)は、戦争行為によって損害を与えた人々に対して行われる補償のことで、広義の戦後補償は戦争賠償を包含する。一般には、戦争賠償は国家間で処理される問題、戦後補償は被害者個人に対してなされる保証として言われることが多い。なお、旧植民地に対する旧宗主国が、独立を承認する際に賠償を行う事例も国際法上の規定も存在しない。

独立を承認する際には、むしろ旧宗主国が旧植民地に対して請求する事例の方が多い。 (フランスによるハイチ独立への請求、オランダによるインドネシアへの請求など) 中間賠償とは、軍需工場の機械など日本国内の資本設備を撤去して、かつて日本が支配した国に移転、譲渡することによる戦争賠償である。1945年11月に来日したアメリカ占領軍E.W.ポーレー率いる米賠償調査団によって行われた最初期の対日賠償政策である。工場設備による賠償は後の平和条約による最終的な賠償ではないという観点から「中間賠償」と呼ばれた。また、中間賠償にはまた日本の産業的武装解除も兼ねて行われたという側面もある。大蔵省によると、1950年5月までに計1億6515万8839円(昭和14年価格)に相当する43,919台の工場機械などが梱包撤去された。受け取り国の内訳は中国54.1%、オランダ(東インド)11.5%、フィリピン19%、イギリス(ビルマ、マライ)15.4%である。

**在外資産による賠償**とは、日本政府や企業、個人が海外に持っていた公私の在外資産を提供することによる賠償である。サンフランシスコ平和条約14条a項2に基づく。

各連合国は、次に掲げるもののすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生のときにその管轄の下にあるものを差し押さえ、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。(a)日本国及び日本国民、(b)日本国又は日本国民の代理者又は代行者、並びに(c)日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体。

外務省の調査によると、1945年(昭和20年)8月5日現在の在外資産の総額は次の通りである:

地域名 金額(円

朝鮮 702億5600万円

台湾(中華民国) 425億4200万円

中国東北 1465億3200万円

中国華北 554億3700万円

中国華中•華 367億1800万円

その他の地域カラフト・南洋280億1400万円